

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日には、そ
の翌日)

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十四号

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

◆規 則 鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

◆告 示 鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則

規則

新たに生じた土地の確認

字の区域の変更

農業振興地域の指定

農業振興地域の区域の変更

家畜商講習会の開催

解除予定の保安林

土地改良事業の認可(七件)

土地改良事業の適否の決定

土地改良区の解散

◆内水面漁場管理委告示 あゆの採捕の禁止

する。

昭和四十八年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県訓練手当等支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「又は第三号」を削る。

第九条第一項各号列記以外の部分中「、第三号及び第六号」を「から第四号まで及び第七号」に改め、同項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 失業保険法第三十八条の八の失業保険金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県訓練手当等支給規則(以下「改正後の規則」という。)

第三条第一項の規定は昭和四十八年四月十二日から、改正後の規則第九条第一項の規定は昭和四十八年六月十九日から適用する。

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則をここに公示する。

鳥取県規則第五十五号

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則

現在の地番による。) 鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条各号列記以外の部分中、「該当する労働者」の下に「公共職業安定所の指示により職場適応訓練委託規則(昭和三十九年一月鳥取県規則第四号)第一条に規定する職場適応訓練を受け、又は受けたことのある労働者で、当該訓練を行ない、又は行なつた事業主に雇い入れられるものを除く。」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月十一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第七百八十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、羽合町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年十月十九日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県知事 石破二朗

ル

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和四八年三月十一日現在の地番による。)
大字上浅津	大字上浅津字四ノ屋敷の全域並びに大字上浅津字四ノ屋敷
字四ノ屋敷	一五一の一及び一七三の一並びに大字上浅津字中島二〇四の二及び二〇四の三と一体をなす国有地地先七八六平方メートル

新たに生じた土地の位置 現在の地番による。)	新たに生じた土地の面積
羽合町大字上浅津字四ノ屋敷一五一の一及び一七三の三及び一二五の三と一体をなす国有地地先	七八六平方メートル

大字上浅津
字式ノ屋敷

大字上浅津字式ノ屋敷の全域並びに大字上浅津字式ノ屋敷
一三五の一並びに一二三の三、及び一二五の三と一体をなす
国有地地先一、一〇三平方メートル

鳥取県告示第七百八十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、江府町に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林部農政課及び日野地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十八年十月十九日

鳥取県知事 石破二朗

名 称	区 域
	江府町の区域のうち、次の区域を除いた区域

一 大山隠岐国立公園に係る特別地域の一部及び集団施設地区

二 陸上自衛隊演習場の区域

昭和四十八年三月三十日鳥取県告示第二百三十七号で定めた

た米子森林計画区に係る地域森林計画の江府町に係る林班番号一、六から十六まで、二十二から三十まで、三十三、三十四、四十五から四十七まで、五十、五一、五十八、七二、七十三、九十九、百六、百七、百九、百十、百十五、百十八、百十九、百二十二から百三十二まで及

鳥取県告示第七百八十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定に基づき、船岡町、智頭町及び三朝町に係る農業振興地域を次のとおり指定する。

その関係図面は、鳥取県農林部農政課及び関係地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十八年十月十九日

鳥取県知事 石破二朗

名 称	区 域
	船岡町の区域のうち、次の区域を除いた区域

昭和四十六年一月鳥取県告示第四十六号で定めた八頭森林

計画区に係る地域森林計画の船岡町に係る林班番号四から七まで、十、十三から十九まで、二十七から二十九まで、三十

び百三十五から百四十七までの全部の区域並びに林班番号十八から二十一まで、三十二、三十八、四十九、五十二、五十三、五十六、五十七、五十九、六十、七十、七十一、八十六、八十七、百一、百十二、百十七、百二十、百二十一、百三十三及び百四十八の一部の区域、昭和四十八年五月一日現在の国有林の林班番号千十から千十九までの全部の区域並びに昭和四十八年五月一日現在の巖鏡ほか一及び三谷山官行造林地の全部の区域

船岡地域

二から四十三まで、四十六から四十九まで、五十二から五十
五まで及び五十七から六十四までの全部の区域並びに昭和四
十八年七月一日現在の引尾谷官行造林地の全部の区域（第一
号図から第六号図までの赤色で着色した区域）

（「第一号図から第六号図まで」は、省略する。）

智頭地域

び若サビの官行造林地の全部の区域（第一号図から第三十
一号図までの赤色で着色した区域）

（「第一号図から第三十一号図まで」は、省略する。）

智頭町の区域のうち、次の区域を除いた区域

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第一項の
規定により指定した智頭都市計画区域

二 氷ノ山後山那岐山国定公園の特別地域

三 昭和四十六年一月鳥取県告示第四十六号で定めた八頭森

林計画区に係る地域森林計画の智頭町に係る林班番号智頭

山形地区の二から二十五まで、二十八から六十五まで、六

十七、七十四から七十七まで及び八十四から九十一まで、

山郷地区の一から七まで、九、十三から一十九まで及び三

十一から六十三まで、土師富沢地区の一、三、六、十二か

ら十六まで、十八、二十から三十まで、三十二及び三十四か

ら五十一まで並びに那岐地区の二から十七まで、十九、

二十、二十四から三十三まで、三十三から三十五まで、三十

九及び四十一から四十三までの全部の区域並びに林班番号

智頭山形地区の一及び六十七の一部の区域、昭和四十八年

七月一日現在の国有林の林班番号四十九から五十五まで、

五十七、六十六から七十一まで及び七十七から八十一まで

の全部の区域並びに林班番号五十六の一部の区域並びに昭

和四十八年七月一日現在の小屋ノ谷、イカク、ワサビ谷及

三朝地域

三朝町の区域のうち、次の区域を除いた区域

昭和四十四年一月鳥取県告示第五号で定めた倉吉森林計画

区に係る地域森林計画の三朝町に係る林班番号二十四、二十

七から三十三まで、三十五、三十七、四十一、四十二、四十

九、七十二、七十四から九十一まで、九十四、九十九から百

四まで、百六から百二十まで、百二十四から百三十六まで、

百三十八から百四十五まで、百四十七から百五十四まで、百

五十六、百五十七、百五十九から百六十一まで、百六十五、

百六十八から百七十三まで、百七十五、百七十六及び百八十

から百九十八までの全部の区域並びに林班番号二十五、二十

六、三十四、三十六、四十、四十五、四十六、五十、五十

一、七十一、百五、百四十六、百五十五、百六十二、百六十

四ノ一及び百七十四の一部の区域、昭和四十八年七月一日現

在の国有林の林班番号一から三十九まで及び百一から百四ま

での全部の区域並びに昭和四十八年七月一日現在の人形山ほ

か二、大渕上ほか三、田渕ほか三、西奥谷ほか二、恩谷ほか

及び余川谷ほか三の官行造林地の全部の区域（第一号図か

ら第二十九号図までの赤色で着色した区域）

（「第一号図から第二十九号図まで」は、省略する。）

鳥取県告示第七百八十九号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第一項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により告示する。

昭和四十八年十月十九日

鳥取県知事 石破二朗

収入証紙
はりつけ欄

写真
はりつけ欄

- 一 開催の日時
昭和四十八年十一月十九日 八時三十分から十七時まで
" " 二十日 "

倉吉市巣巣 中部総合事務所 第四及び第五会議室

三 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令 四時間

家畜の品種及び特徴 四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講申込方法

次の家畜商講習会受講申込書に講習手数料として五百円に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真（出願前六箇月以内に撮影した縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの）をはりつけ、昭和四十八年十一月十日までに、所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(印)

家畜商法第3条第2項第1号の規定により開催される家畜商講習会を受講したいので、申し込みます。

鳥取県告示第七百九十九号

次の保安林を解除予定の保安林したので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年十月十九日
　　鳥取県知事 石 破 二 朗
　　北条町長から申請のあつた町営土地改良（北条地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
　鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二二四
二 保安林として指定された目的
　飛砂の防備
三 解除の理由
　指定理由の消滅

鳥取県告示第七百九十一号

羽合町長から申請のあつた町営土地改良（橋津地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百九十二号

倉吉市長から申請のあつた市営土地改良（天神野地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項にお

昭和四十八年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百九十三号

北条町長から申請のあつた町営土地改良（北条地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百九十四号

大山町長から申請のあつた町営土地改良（長田地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百九十五号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良（杉下地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十八年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百九十六号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良（坂根地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百九十七号

久米ヶ原地区畑地かんがい事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月十二日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和四十八年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百九十八号

昭和四十八年九月二十七日付で若土土地改良区から申請のあつた新たに

行なおうとする土地改良（若土地区農業用用排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定に

より次のとおり告示する。

昭和四十八年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市鴨河内九八三一二番地

若土土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十九号

米子市南部土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第一百三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、千代川及び日野川におけるあゆの採捕を、昭和四十八年十月二十一日から同月三十一日まで禁止する。

昭和四十八年十月十九日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章